



2022年5月25日

各 位

会 社 名 富士古河E & C株式会社
代表者名 代表取締役社長 日下 高
(コード:1775 東証スタンダード)
問合せ先 取締役経営企画本部長 小田 茂夫
(TEL. 044-548-4500)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、2022年5月25日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出するとともに、過年度の決算短信等についても訂正開示を行い、その内容を開示しております。

これに伴い、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局に提出いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

- 第107期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
- 第108期 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)
- 第109期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
- 第110期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
- 第111期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所は___線を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社は、過去の退職給付債務の数理計算を見直した結果、一部の計算方法に誤りがあり、退職給付債務を過大に計上していたことが判明したため、過年度の決算を修正するとともに、2017年3月期から2021年3月期までの有価証券報告書及び2020年3月期第1四半期から2022年3月期第3四半期までの四半期報告書について、訂正報告書を提出した。

上記の誤謬は、過去の退職金制度改訂時に、当該改訂が退職給付の会計処理に与える影響について検討する体制が不十分であったことに起因し、退職給付引当金の見積に関する内部統制が必ずしも十分に整備・運用できていなかったため、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。

なお、上記の開示すべき重要な不備については当連結会計年度の末日後に認識したため、当連結会計年度の末日においては是正が完了していない。また、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映した。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、退職金制度改訂などの非経常的な会計事象に関して、年金数理人へ計算依頼する内容の明確化及びその計算結果の検証に関する手順書の作成によって、退職給付引当金計上プロセスの整備・運用を強化し、財務報告の信頼性を確保していく方針である。

以 上